

認定農業者などの地域の中心となる経営体への支援

1.金融支援(スーパーL資金の金利負担軽減措置)

スーパーL資金は、「農業経営改善計画」の達成に必要な農地、施設、機械の取得等に利用できる資金で、人・農地プランの中心経営体※1として位置付けられた認定農業者や、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者は、**貸付当初5年間、実質無利子になります。**

【償還期限】 25年以内(うち据置期間10年以内)	【貸付限度額】 個人：3億円(複数部門経営等は6億円) 法人：10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)
【取扱金融機関】(株)日本政策金融公庫	

2.農業用機械等の導入支援 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)(地域担い手育成支援タイプ・先進的農業経営確立タイプ)

人・農地プランの中心経営体や、農地中間管理機構から農地を借り受けている方の**農業用機械・施設の導入を支援します。**また、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向けて、ロボット技術やICT等の先端技術を活用した農業用機械・施設の導入を重点的に支援します。

【支援借置】 融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付すること等により支援	【補助率】 事業費の3/10以内等
---	----------------------

※詳しくは、お近くの市町村にご確認ください。

新規就農者への支援(農業次世代人材投資資金[経営開始型])

人・農地プランの中心経営体※1として位置付けられた新規就農者や、農地中間管理機構から農地を借りた新規就農者を対象に、**資金を交付します。**

【交付対象者】 「人・農地プラン」に位置づけられた方(見込も可)または農地中間管理機構から農地を借りた方で、原則50歳未満の認定新規就農者※2	【交付額】 最大150万円/年(最長5年間)
--	---------------------------

※詳しくは、お近くの市町村にご確認ください。

- ※1「人・農地プランの中心経営体」とは？
人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた方のことです。
- ※2「認定新規就農者」とは？
新たに農業経営を営もうとする青年等であって、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」を作成し市町村の認定を受けた方のことです。



岡山県農地中間管理機構 〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36(県庁分庁舎4階)
(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団) ☎ 086-226-7423 FAX.086-206-7330

- 備前支部 〒700-0817 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階 ☎ 086-212-2210 FAX.086-212-2230
- 備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島1083(備中県民局3階) ☎ 086-435-7720 FAX.086-435-7730
- 美作支部 〒708-8506 津山市山下53(美作県民局農業振興課内) ☎ 0868-23-1325 FAX.0868-23-1510

詳しくは機構のホームページへ

平成31年3月作成



農地中間管理事業

離農や規模縮小される方などの農地を意欲ある担い手にお貸しすることにより、農地の有効利用と農業経営の効率化を実現する事業で「人・農地プラン」など地域における話し合いを元に、農地中間管理機構が出し手と受け手を結びつけます。
※本事業は、農地の貸借を行うものであり、所有権は移りません。

農地の活用や将来の方針について地域で話し合おう。
「人・農地プランなど」の作成

子どもも帰ってこないし、自分が農業をやめたら誰が農地や農村を守る？



農地を借りたい方

- 公的な機関なので安心。
- 集約化した農地が借りられる。
- 契約や賃料の支払いが一本化される。
- 長期間、安心して耕作ができる。



農地を借りる流れ

- 機構が、借受希望者の募集(ホームページなど)を行う。(まずは、応募していただくことが必要。)
- 借受希望申込書に必要事項を記入し、機構支部へ提出。(申込書は、機構支部や市町村の農政担当窓口または、機構ホームページよりダウンロード。)
- 応募した方の氏名、応募内容を整理し、機構のホームページなどで公表。
- 市町村など関係機関の協力の下、ご希望に沿った農地を紹介し、貸付条件を協議します。(期間や賃料など)
- 協議が整ったら、契約の手続を行います。

農地を貸したい方

- 公的な機関なので安心。
- 有償契約の場合、賃料が確実に入る。
- 条件を満たせば協力金がもらえる。
- 期間満了後には農地は確実に戻るので安心。
- 農業者年金制度の経営継承に該当する。



農地を貸す流れ

- まずは、市町村または機構支部にご相談ください。
- 貸付希望申込書に必要事項を記入し、市町村窓口へ提出。(申込書は、機構支部や市町村の農政担当窓口または、機構ホームページよりダウンロード。)
- 貸付希望申込書の内容を確認の上、あらかじめ貸付希望者リストに登載しておきます。(この時点では、機構は農地の借り入れは行わない。)
- その農地に借受希望者がいる場合、借入条件について地権者の方と協議します。(期間や賃料など)
- 協議が整ったら、契約の手続を行います。

1 受け手募集

5 貸付け

2 出し手の受付

4 借受け

岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

受け手リストの作成・公表

3 マッチング

貸付希望農地のリスト化

連携・協力

市町村・農業委員会・JA等

借受農地の基準・注意点

- 農業振興地域内の農地であること。
- 農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、利用することが著しく困難な農地は借り入れできません。
- 農地の貸借期間は、原則10年以上です。(ただし、出し手と受け手との合意が整った場合は、3年以上でも可)
- 賃料は、原則金納としますが、出し手と受け手との合意が整えば、物納(米)とすることもできます。



※農地の貸付申出をされても、受け手が見つかるまでは、「農地の管理」はこれまで通り貸付希望者でお願いします。

1.地域集積協力金

地域の皆さんで話し合って地域の農地をまとめて機構に貸し付けると交付されます。

1.集積・集約化タイプ ～担い手への農地集積と集約化を一体的に推進しましょう～

【交付単価】

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

中山間地域の最低活用率は平地の1/5!

(一般地域:20%
中山間地域:4%)

【交付要件】 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

2.集約化タイプ ～農地の集約化により分散錯圃の解消を目指しましょう～

【交付単価】

区分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

担い手への農地集積が一定程度進んでいる地域において、担い手同士の農地交換を支援する協力金が新設されました!

【交付要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。(事業実施年度の翌々年度まで)

- ① 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が20ポイント以上増加
- ② 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

機構の活用率の算出方法、交付対象面積は下記のとおりです。※集積・集約化タイプ、集約化タイプ共通

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

対象地域は、同一の**人・農地プラン**のエリアに含まれる一定の区域(農業集落、大字、学校区等の話合いの単位)です。

地域設定に当たっての留意点

区域の外縁が明確であり、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。(注)中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。

人・農地プランの実質化

地域集積協力金は、
● 農地の所有者等への今後の農地利用に関するアンケートの実施
● 地図による農業者の年齢別構成や後継者の確保状況等の把握・共有
これに基づく地域の関係者の参加による話合いを通じて、今後中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を記載した人・農地プランが作成されている区域が対象になります。(注)2019・20年度については、実質化に向けた工程表が作成されている場合も対象になります。

2.経営転換協力金

【交付対象者】

● 農業部門の減少により経営転換する農業者

以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。

- ① 土地利用型作物 ④ 露地果樹 ⑦ 施設花き ⑩ サトウキビ
- ② 露地野菜等 ⑤ 施設果樹 ⑧ 茶 ⑪ その他
- ③ 施設野菜 ⑥ 露地花き ⑨ 牧草 (①～⑩以外の農業生産部門)

● リタイアする農業者

● 農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

	交付単価	上限額
2019～21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022・23年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止されます。

※2022・23年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。

【交付要件】

機構に対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。

(注)①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、機構に貸し付けなくてもかまいません。

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する。

- ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

※詳しくは、市町村にご確認ください。

農地整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

支援措置

① 農地中間管理機構関連農地整備事業
農地中間管理機構が借り入れている農地について、県が区画整理を実施。

② 農地耕作条件改善事業
農地中間管理事業の重点的実施区域等において、区画拡大や暗きょ排水等の簡易な基盤整備や高収益作物の導入に必要な取組を支援。

※詳しくは、お近くの県民局農地農村計画課にご相談ください。